

# マイナ保険証への移行について

令和6年10月23日  
横浜港湾健康保険組合

# マイナ保険証への移行の概要について

- ・現行の被保険者証の発行については、令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- ・そのため、令和6年12月2日以降に医療機関等を受診する際はマイナ保険証をご利用ください。
- ・なお、健康保険法上、既にマイナ保険証での資格確認が原則となっております。

(定義)

第三条

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

(略)

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

(略)

# 法令に基づくマイナ保険証に係る方針について

当組合は、健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通知に基づき、皆さまにより良い医療を受けていただくために、マイナ保険証の利用を推進しております。

## (関係者の連携及び協力)

第二百五条の五 国、協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等**その他の関係者**は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

※「電子資格確認の仕組みの導入」とは「**マイナ保険証によるオンライン資格確認の導入**」のことを指しております。

※「その他の関係者」には、健康保険法による**事業主様**及び**加入者様**も該当します。

## (事業主様へ)

・健康保険法第205条の5の規定により、マイナ保険証の利用の推進にご協力ください。

## (加入者様へ)

・健康保険法第205条の5の規定により、マイナ保険証の利用にご協力ください。

# 被保険者証について

## ○廃止時期について

- ・令和6年12月2日から被保険者証は、紛失等での再発行も含め新規に発行されません。

## ○最終発行について

- ・事務処理の関係上、令和6年11月27日受付分の届書まで被保険者証は発行されます。  
※不備等がない場合に限りです。

## ○経過措置について

- ・経過措置として、現在お持ちの被保険者証は令和7年12月1日までご使用になれます。

## ○紛失について

- ・令和6年12月2日以降に被保険者証を紛失した場合、マイナ保険証をご利用ください。  
なお、「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（資格確認書のページ参照）は資格確認書をご利用ください。

## ○返却について

- ・経過措置期間中（令和7年12月1日まで）、以下のいずれかに該当した場合、会社へ返却してください。  
（任意継続被保険者の方は健康保険組合まで直接返却してください。）
  - ①資格を喪失した場合
  - ②被保険者証の記載事項に変更があった場合（氏名変更など）
  - ③き損した場合
  - ※②③に該当した方はマイナ保険証をご利用ください。  
なお、「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（資格確認書のページ参照）は資格確認書をご利用ください。
- ・経過措置期間後（令和7年12月2日以降）には、被保険者証は使用不可となるため、返却不要です。

# マイナ保険証について

## ○マイナンバーカードの保険証利用の申込みがまだの方へ

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。※以下から選択

### 医療機関で

☑ 医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



### スマホから

☑ 下記3つを準備 **マイナポータル**

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 「マイナポータル」を起動する。  
STEP2 「申し込む」をタップする。  
STEP3 利用規約等に同意する。  
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



### セブン銀行ATMで

☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



## ○マイナンバーカードの申込みがまだの方へ

### マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
一時利用停止については  
**24時間365日  
受付!**

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等  
050-3818-1250

その他のお問合せ  
050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について  
Inquiries about Social Security and Tax Number System.  
0120-0178-26

マイナンバーカード等  
Inquiries about Individual Number Card etc.  
0120-0178-27



マイナンバーカードの  
↓ 申請方法はこちら ↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

# マイナ保険証について

## ○マイナ保険証のメリットについて

### 1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。  
(本人が同意した場合のみ)



医師の声 Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療（処方）が可能となります  
他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を開覧していたため、重複処方を避けることができました。

### 2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



患者の声 Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました  
急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

## マイナンバーカードで受診するメリット

### 安心 よりよい医療が受けられる!

■ 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

■ 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

■ 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に!

■ マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

■ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

■ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。

■ 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

◎マイナ保険証はカード型なので、今までとおり、お財布等で携帯するときに便利です!

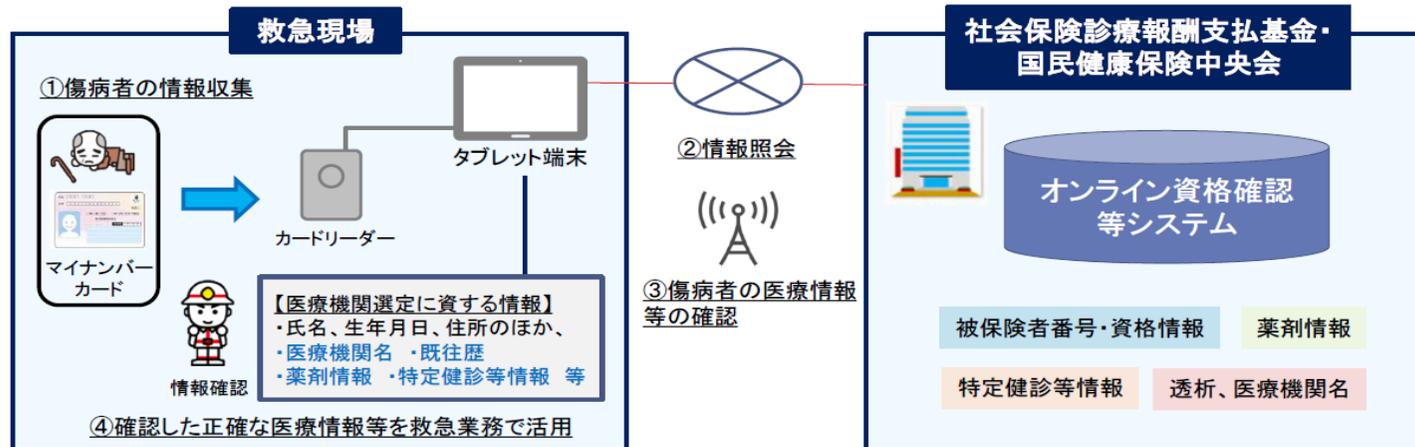
# マイナ保険証について

## マイナ保険証を活用した救急業務の迅速化・円滑化

救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することで、救急活動の迅速化・円滑化を図る実証事業（マイナ救急）を今年度から実施中。 ※全国の67消防本部660隊において本年5月から順次開始。

### 【期待される主な効果】

- ✓ 自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる
- ✓ 救急隊が病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行える
- ✓ 搬送先病院で治療の事前準備ができる



・出典：「令和6年6月21日 第179回社会保障審議会医療保険部 資料1」

※上記については、現時点では実証事業であることをご了承ください。

# 資格情報のお知らせについて

## ○資格情報のお知らせとは

### ・ポイント①

➡加入者資格を簡易に把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするためものです。

### ・ポイント②

➡マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、**マイナンバーカードと併せて**提示することにより受診可能とするものです。

### ・ポイント③

➡「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診することはできません。

### ・ポイント④

➡紛失やき損しないように大切に保管してください。

## ○交付について

・令和6年12月2日以降、新規加入した方に交付されます。

※既加入者には令和6年10月23日以降に交付されます。

※「既加入者で令和6年10月23日以降に交付されなかった方」には、令和6年12月2日以降に交付予定です。

## ○返却について

・返却不要です。

# 資格情報のお知らせについて

## ○マイナポータルでの確認方法について

- ・ポイント  
→スマートフォン等のモバイル端末から確認できます。

- ・資格情報のお知らせは、マイナポータルに登録されている【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。
- ・医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能ですので、下記からアクセスしてください。

<https://myna.go.jp/certificates/health-insurance-card>



- ・なお、医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。
- ・医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、資格情報のお知らせ（紙）を携帯することは必須ではないため、紛失したとしても再交付の申請は不要です。
- ・マイナ保険証と共に資格情報画面を提示することで保険診療を受けられます。
- ・マイナポータルの操作方法に関しては次ページをご参照ください。

# 資格情報のお知らせについて

◆参考3：被保険者資格等をマイナポータル画面やダウンロード画面で確認する方法の詳細

被保険者資格等をマイナポータル画面やダウンロード画面で確認する方法は、以下のとおり。

## 【手順1】マイナポータルログイン後トップページから、健康保険証を選択する。

ログイン後トップページの健康保険証を選択します。

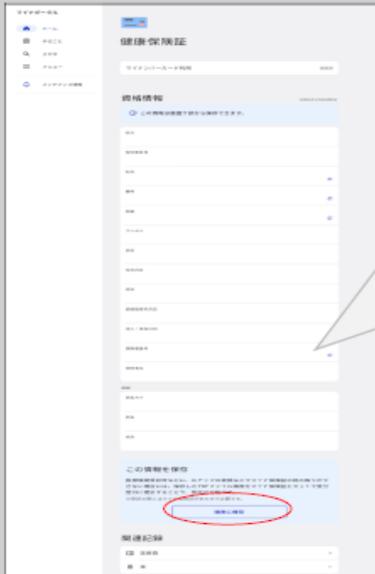


- ・マイナポータルログインするためには、マイナンバーカードによる認証が必要となります。
- ・ログインするための詳細については、『マイナポータルの操作マニュアル』を参照ください。
- ・スマホでからログインする場合も、左と同様の画面遷移となります。

## 【手順2】マイナポータルの画面を確認する。

健康保険証についての画面が表示されます。

なお、【端末に保存】のボタンを押下することで、PDFデータをダウンロードすることができます。（ダウンロード画面は、次頁参照。）



マイナポータルの画面の例	
閲覧できる資格情報	(例)
区分	被保険者証（一般）
交付年月日	20240401
記号	0123
番号	0004321
枝番	00
フリガナ	ケンポ レンタロウ
氏名	健保 連太郎
生年月日	20000401
性別	男性
資格取得年月日	20240401
本人・家族の別	本人
保険者番号	000001
保険者名	〇〇健康保険組合
【裏面】 ※性同一性障害の者の場合は、以下も表示される。	
氏名カナ	
氏名	
性別	

## 【手順3】ダウンロード画面を確認する。

ダウンロード画面をスマホ等のモバイル端末に保存しておくことで、マイナポータルに都度ログインして、マイナポータルの画面を確認する手間がかりません。



ダウンロード画面	
閲覧できる資格情報	(例)
保険者名	〇〇健康保険組合
保険者番号	000001
記号	0123
番号	0004321
枝番	00
氏名	健保 連太郎
70歳以上の方	
一部負担割合	
有効期限	

# 資格情報のお知らせについて

▼マイナポータルのお操作方法等のご不明点は下記へお問い合わせください。



## マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バー  
**0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
一時利用停止については  
**24時間365日  
受付!**

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

**050-3818-1250**

その他のお問合せ

**050-3816-9405**

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

**0120-0178-26**

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

**0120-0178-27**



マイナンバーカードの  
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

# 資格確認書について

## ○資格確認書とは

- ・「電子資格確認を受けることができない状況にある方」が、保険診療を受けられるようにする物です。
- ・様式は以下のとおりです。
  - ・サイズ : はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）
  - ・材質 : 紙
  - ・有効期間 : 3年

# 資格確認書について

## ○交付対象者（「電子資格確認を受けることができない状況にある方」）について

- ①マイナンバーカードを紛失した方
- ②マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
- ③マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ④マイナンバーカードの更新手続き中の方
- ⑤マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

【当組合からのお願い】③～⑤：健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通知に基づき、登録や更新手続きを行えば資格確認書は不要ですので、速やかに当該手続きをお願いします。

- ⑥マイナンバーカードを作っていない方

【当組合からのお願い】⑥：健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通知に基づき、出生児の場合を想定しています。それ以外の方につきましてはマイナ保険証の利用をお願いします。

- ⑦マイナ保険証の利用登録解除を申請した方（登録解除者）
- ⑧マイナンバーカードを返納した方

【当組合からのお願い】⑦⑧：健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通知に基づき、マイナ保険証の利用をお願いします。

- ⑨資格確認書を滅失・き損した方

# 資格確認書について

## ○交付時期について

- ・新規加入者の資格確認書は、令和6年12月2日以降、本人からの申請に基づき、会社を經由して交付します。（任意継続被保険者の方は直接交付します。）

## ○返却について

- ・以下の場合は会社へ返却してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合まで直接返却してください。）
  - ・資格喪失日が有効期限前の場合
  - ・資格確認書の記載事項に変更があった場合（氏名変更など）

# 各証等の比較の概要について

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書	被保険者証
形状	カード	紙	紙	カード
使用目的	医療機関を受診するとき	被保険者資格等の簡易把握	電子資格確認を受けられない状況にある方（マイナ保険証を紛失等した方）が医療機関を受診するとき	医療機関を受診するとき
被保険者証としての使用	○	×	○	○
高齢受給者証としての使用	○	×	×	×
限度額適用認定証としての使用	○	×	×	×
特定疾病療養受領証としての使用	○	×	×	×

※マイナ保険証を特定疾病療養受領証として使用するためには当組合への特定疾病認定の申請が必要です。

# 令和6年12月2日以降の医療機関等受診方法について

## ・マイナ保険証をお持ちの方が医療機関等に持参するもの

### ①マイナ保険証

※以下の場合、「資格情報のお知らせ（紙orスマホ等のモバイル端末）」も必要です。

- ・カードリーダーがない医療機関等を受診する場合
- ・医療機関等にカードリーダーはあるが、当該カードリーダーが故障等して使えない場合

## ・マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等に持参するもの

- ①被保険者証（令和7年12月1日まで）or資格確認書（有効期限内のものに限ります。）
- ②高齢受給者証（該当者のみ必要です。）
- ③限度額適用認定証（該当者のみ必要です。）
- ④特定疾病療養受領証（該当者のみ必要です。）

**当組合は、健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通知に基づき、皆さまにより良い医療を受けていただくために、マイナ保険証の利用を推進しておりますので、マイナ保険証のご利用をお願いします。**